百三十四の二　（略）	
百三十四の三　ラスミジタン、その塩類及びそれらの製剤	百三十四の二　㈪―一七―酪酸　二一―プロピオン酸　九―フルオロ―一一ベータ・一七・二一―トリヒドロキシ―一六ベーター―メチルプレグナ一・四―ジエン―三・二〇―ジオン（別名酪酸プロピオン酸ベタメタゾン）及びその製剤（新設）
百三十四の四　（略）	百三十四の三　ラニビズマブ及びその製剤（新設）
百三十四の五～百三十四の十一　（略）	百三十四の四～百三十四の十　（略）
百三十五・百三十六　（略）	百三十五・百三十六　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～百二十二　（略）	一～百二十二　（略）
百二十三　（略）	百二十三　セルモロイキン及びその製剤（新設）
百二十四　ソトラシブ及びその製剤	百二十四　ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤
百二十五　（略）	百二十五～百八十一　（略）
百二十六～百八十二　（略）	百八十二　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続二］及びその製剤（新設）
百八十三　（略）	百八十三　ペプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤
百八十四　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続三］及びその製剤	百八十四～二百十一　（略）
百八十五　（略）	
百八十六～二百十三　（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十条の二第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十日　　厚生労働大臣　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第百八十一条関係）	**別表第二**（第百八十一条関係）
一　（略）	一　（略）
二　理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	二　理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
一～三　（略）	一～三　（略）
四　機能的電気刺激装置	四　機能的電気刺激装置（新設）
五　赤外線画像診断装置	
（略）	（略）
三～五　（略）	三～五　（略）
六　理学診療用器具のうち、次に掲げるもの	六　理学診療用器具のうち、次に掲げるもの
一～八　（略）	一～八　（略）
九　骨電気刺激癒合促進装置	九　骨電気刺激癒合促進装置（新設）
十　磁気治療器	
（略）	（略）
七・八　（略）	七・八　（略）
九　（略）	九　（略）
家庭用磁気治療器	磁気治療器
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。